

# L A S - E 監査ガイドライン

## 4.0 版

2003.3.15 改訂

2003.3.24 改訂

2003.3.29 改訂

2003.5.11 改訂

2004.3.6 改訂

2006.3.17 改訂

2007.3.12 改訂

2008.10.14 改訂

2009.6.25 改訂

## 1. 監査の概要

### 1.1 環境監査の目的

環境監査とは、環境マネジメントシステム上で定めた取り組みや方法が、そのとおり実施されているかどうかを確認するものです。その結果、報告される紙・ごみ・エネルギーなどの実績数値を見ているだけでは表れにくい、現場での取り組みの状況を把握し、目標達成が困難な状況を発見し、早期に適切な是正措置をとることが可能となります。また、自治体全体の環境を保全・改善するための施策・事業内容を確認することによって、その実施状況を確認することも目的です。その結果、望ましい環境を実現するための可能性や条件などについて、市民と行政の共通の認識を持つことに役立ちます。

### 1.2 環境監査の考え方

環境監査は、領収書を逐一見て不正をただす監査とは違います。監査は監査者と被監査者が対等の立場に立ち、相互にコミュニケーションをとる手段です。監査においてはうまくできていない理由や現場の悩みを聞いたり、良いところを発掘し積極的に評価してあげることが重要です。

### 1.3 監査のメリット

監査を受ける人は、他の人から見られる、聞かれるということで、良い意味で緊張します。そのことが、構成員ひとりひとりの環境への取り組み意識を高めることにつながります。また、こんな方法があったのか、と思うような良い取り組み・アイデアが監査によって発見でき、それを他の部門にも紹介していくことができます。

### 1.4 監査の種類

基本文書に示すとおり、監査には共通実施項目監査と独自目標監査の2種類がありますが、本ガイドラインは主に共通実施項目監査の指針を示すものです。

## 2. 監査員の構成

監査員は、市民および事業者、環境政策の専門家、行政職員から構成しますが、全監査員の半数以上は、行政職員以外の外部の監査員でなければなりません。また、監査をいくつかのグループに分かれて同時進行で実施する場合は、各グループに外部の監査員が1名以上入らなければなりません。

## 3. 監査の対象

### 3.1 監査の対象部署

監査となる部署は、本庁舎（分庁舎・支所を含む）の課・室、教育・保育施設（小中学校、給食センター、幼稚園、保育園、学童保育室など）、市民利用施設（公民館、集会所、図書館、博物館、ホールなど）、医療福祉施設（付属病院、保健所、老人ホーム、障害者福祉施設など）、供給処理施設（消防庁舎、上下水道施設、清掃工場、給食センターなど）のうち、常駐職員のいる施設です。第2ステージでは、指定管理者運営施設も含まれます。

### 3.2 現場監査の対象

監査対象部署が存在する場所において、現場目視や実演を含む監査を行うことを現場監査といいます。施設の種類ごとの現場監査実施率は、次に定めるとおりとします。

| 対象  |         | 3年目まで         | 4年目以降         |
|-----|---------|---------------|---------------|
| 101 | 本庁舎     | 抽出率 2/3 以上とする | 抽出率 1/2 以上とする |
| 102 | 教育・保育施設 | 抽出率 1/3 以上とする | 抽出率 1/4 以上とする |
| 103 | 市民利用施設  | 抽出率 1/3 以上とする | 抽出率 1/4 以上とする |
| 104 | 医療福祉施設  | 抽出率 1/3 以上とする | 抽出率 1/4 以上とする |
| 105 | 供給処理施設  | 抽出率 1/3 以上とする | 抽出率 1/4 以上とする |
| 全体  |         | 抽出率 1/2 以上とする | 抽出率 1/3 以上とする |

なお、本庁舎の各部署は少なくとも2年に1回、他の施設は原則として4年に1回は現場監査を受けるものとします。現場監査の対象は、環境影響の大きさを勘案して、主任または副主任監査員が取り組み自治体の事務局と協議して決定します。

### 3.3 参集監査の対象

監査対象部署が位置する場所以外に実行責任者などに集ってもらい、証拠書類を見たり、インタビュー形式で監査を行うことを、参集監査といいます。現場監査を行わない部署は、3.4に定める場合を除き、参集監査を行わなければなりません。現場監査を行う場所に参集してもらうのが効率的ですが、他の場所に参集してもらい監査を行っても構いません。

### 3.4 書面監査の対象

環境マネジメントシステム上で定めた取り組みが適正に実施されていることを、書面をもって確認することを、書面監査といいます。書面監査の対象とすることができる部署は、3年連続して勧告事項や改善要望事項が1件もない部署に限ります。書面監査の対象と様式は、主任または副主任監査員が取り組み自治体の事務局と協議して決定します。書面監査は、監査員全員でなく一部監査員によって行っても構いません。書面監査の時期は、原則として現場監査や参集監査の実施日以前とします。

## 4. 監査のアウトライン

本章では、監査のプロセスについて規定します。なお、本章でいう監査とは、現場監査と参集監査を指します。

### 4.1 監査前の作業

#### 4.1.1 事前準備

監査チームは、被監査側の事務局から、環境マネジメントシステムの運用に関する書類等の資料を事前に集めます。

#### 4.1.2 監査用チェックシートの作成

監査チームは、事前資料より、どの課や施設に対し、どのような監査をするかを決めます。具体的には監査内容と監査対象部課名を記入した監査用チェックシートを作成します。この作業をL A S - E事務局に委託している場合は、L A S - E事務局が行います。ただし、委託していない場合は被監査側の事務局がこの作業を行ってもかまいません。監査用チェックシートはL A S - E項目や当該組織の環境マネジメントシステムの順番どおりではなく、例えば、実行責任者、一般職員の順番にするなど、効率よく行えるように、順番を変えてもかまいません。

#### 4.1.3 判断基準や評価基準の検討

結果の判断や評価にはいくつかのレベルがあります。

- ① インタビューや実演してもらった人の取り組みを○とするか、あるいは×とするかを判断する
- ② 個人の監査結果を集約して、課や施設全体においてその実施項目を○とするか、あるいは×とするかを評価する
- ③ 課や施設の監査結果を集約して、自治体全体においてその実施項目を○とするか、あるいは×とするかを評価する
- ④ 実施項目をL A S - Eの共通実施項目ごとに集約して、○とするか、あるいは×とするかを評価する

監査チームは、①についての判断基準（○か×かを判断する目安や手順）や②～④の評価基準（全体に集約する際の数値）を、あらかじめ大まかに決めておく必要があります。ただし監査チェックシート作成作業をL A S - E事務局に委託している場合は、判断基準の原案作成まで依頼しても構いません。

#### 4.1.4 対象施設ごとの監査項目の決定

監査チェックシートができたなら、どの監査項目がどの部署に該当するかを、被監査側の事務局で調査します。例えば「エレベータの使用の自粛」といった項目の場合に、エレベータのある施設はどこかを特定します。

ところで、監査項目は少なくとも40項目、多ければ100項目を超えます。1つの部署で滞在できる時間は45分から1時間と限られていますので、1つの部署ですべての項目の監査を行うことは不可能です。そこで1つの部署で聞く項目をランダムに選択し、最大20項目以内に抑えます。結果としてすべての監査項目がまんべんなく抽出されるようにバランスに注意します。

また現場監査でないと確認できない設問を口頭監査の部署に入れないようにしたり、全部署に聞いた方が良い項目はそのようにするなど、監査対象ごとの監査項目決定にはかなりの時間を要

します。監査チェックシート作成作業をL A S－E事務局に委託している場合は、L A S－E事務局に任せたいほうがよいでしょう。様式1に監査対象ごとの監査項目一覧表の例を示しました。

#### 4.1.5 監査スケジュールの立案

監査チームは、監査対象部課・施設とその内容量、監査員の人数を勘案して、監査スケジュールを立てます。監査スケジュールには、次の事項が含まれます。

- ・ 現場監査を実施する部署をどこにするのか
- ・ 同時進行で監査する場合、監査員のグループ分けをどうするのか
- ・ 何時から何時までどの部署の監査を行うのか
- ・ 現場監査を行わない部署は、どの場所で口頭監査を受けるのか

この作業は現場とのやりとりが不可欠になるため、被監査側の事務局に原案作成をお願いし、監査の効率性を考慮して被監査側とL A S－E事務局、監査員が相談して現実的なスケジュールを決めます。様式2にスケジュールの例を示しました。

## 4.2 監査の実施手順

### 4.2.1 オープニングミーティング

監査の開始にあたり、首長（環境マネジメントシステムの本部長）、環境マネジメントシステムの運用を担う事務局、環境マネジメントシステムの本部員などに集合してもらい、監査の目的、スケジュールやポイントなどについて説明します。監査日の前日に行ってもかまいません。

### 4.2.2 監査の実施

複数の監査員からなる監査チームごとに、決められたスケジュールに沿って監査を行います。対象となる課や施設に赴いた後、以下のような手順で行います。

- ・ 組織の責任者に対し、監査の開始を告げます。
- ・ 組織の責任者や取り組みの担当者、一般職員に対するインタビュー、証拠書類の閲覧、現場目視を行ったり、実演を行ってもらいます。
- ・ 何か問題があったら、できる限りその場で指摘し、監査側の認識が間違っていないか確認します。

### 4.2.3 監査所見の作成

監査チームはまずグループごとに、様式3を用いて、監査を受けた組織の取り組みが不十分だったところを勧告事項（×）または改善要望事項（△）の評価区分を記入し、その理由を記述します。

また、他の部署では取り組まれていない独自の工夫がなされている場合や職員の意識が非常に高い場合など、特に優れていると判断される場合には、◎の評価区分を記入し、その理由を記述します。◎まではいかないまでも良いと判断される内容については、良かった点の欄に記入します。また、B109「各職場において独自の環境配慮の工夫をしている」に対する返答について、特に優れていると判断されない場合でも、良かった点の欄に記入します。これはL A S－Eが欠点をあら探しするのではなく、良いところを積極的に評価することによって、取り組みのレベルアップを図っていくという基本的考え方に立っていることによります。

さらに、×や△にはあたらないが、気づいたことや提言したい内容がある場合には、総合コメント・その他欄に記入します。総合コメントは特に第2ステージにおいて重要となりますが、これについては「5. 第2ステージの監査」をご覧ください。

以上の作業は監査を行った当日のうちにできるだけ済ませるようにします。

### 4.2.4 チームミーティング

監査チームは、各監査日ごとに様式4に示すような監査項目ごとの評価結果の一覧表に評価を書き込み、グループ間で監査結果を報告しあいます（デイチームミーティング）。評価は○△×のほかに、特に重要な改善事項に対し▼をつけたり、特に優れた取り組みに対し◎をつけることができます。

なお、同じ性質の指摘であるにも関わらずグループ間で評価が食い違った場合は、評価基準を見直すなどして評価を統一し、監査所見を修正します。

さらに、監査日の最終日には様式4に示すような監査項目ごとの評価結果の一覧表を集計し、◎◎の比率から自治体全体としての監査項目ごとの評価を実施します。またこれを様式5に示すようなL A S－E項目ごとの評価にまとめます。

#### 4.2.5 クロージングミーティング

首長（推進本部長）、推進事務局、それにできれば本部員に集まってもらい、監査のおおまかな結果などについて主任監査員などが説明します。様式 6 に示すような正式な所見については、後日整理して渡しても構いません。

### 4.3 監査報告書と是正勧告書の作成

#### 4.3.1 監査報告書と是正勧告書の作成

監査チームは、正式の監査報告書を作成し、被監査者側の事務局へ渡します。正式の監査報告書とは、監査人の署名と様式 6 に示したような総合所見を含むものです。また、環境マネジメントシステムそのものに大きな欠陥があるなど改善すべき点があれば、是正勧告書を作成します。この作業は、主任監査員か、副主任監査員を含む数人で行います。また、様式 3 の個別所見を、事務局を通して各セクションに渡してもらいます。

是正勧告書を提出した場合は、自治体は是正方法検討報告書を作らなければなりません。後日これを主任監査員が事務局から受け取り、確認のサインをして返却します。

#### 4.3.2 監査結果の報告

主任監査員は、正式の監査報告書を監査チーム員に配布し、また目標設定チームにも報告します。これらは事務局を通じて行ってもかまいません。

## 5. 第 2 ステージの監査

### 5.1 第 2 ステージの監査の目的

第 2 ステージの監査は、地域住民のニーズを満たしたり地球環境を保全するといった視点から適切な対策が効率的・効果的に取られているか、あるいは地域住民のニーズを把握するしくみが整備・実施されているかを確認するために実施されます。また環境基本計画などの環境に関する総合的な計画が策定されている場合は、計画目標の達成状況を確認したり、施策・事業の実施状況を点検したり、計画そのものが職員に認知されているかどうかを確認します。

そのことを通じ、地域全体の環境を良くする政策を市民がコントロールすること、すなわち市民自治の実現の第一歩を築いていくことを目指しています。

### 5.2 施策・事業の実施状況監査の際の留意点

#### 5.2.1 施策・事業監査の対象

環境基本計画などの場合、基本目標に沿って行政が取り組む施策・事業を総合的・体系的に整理した部分と、重点的に進める対策あるいはリーディングプロジェクトの部分の 2 本立てからなる場合が多くなっています。この双方を毎年点検することが望ましいですが、このすべてを対象にすると施策・事業数が膨大な数になることが考えられます。そこで行政が取り組む施策・事業と重点的に進める対策の監査は、1 年おきに交互に実施することも認めています。

#### 5.2.2 施策・事業監査の時期

施策・事業は通常、年度単位で実施されるため、共通実施項目監査が秋頃行われる場合は、まだ評価が不可能な場合が多いと思われます。そこで当該年度が終了し次年度当初に、他の共通実施項目の監査とは別途実施したり独自目標監査とセットで実施するなど、実情に合わせて監査の時期を設定します。

#### 5.2.3 施策・事業の実施状況の評価

施策・事業の実施状況の評価には、2 つの観点があります。第 1 に計画された事業が予定通り実施されているかどうかという観点があり、第 2 に上位の目標達成（施策）のために適切な事業が実施されているかどうかという観点があります。監査では両方の視点から評価することが必要です。○△×などの評価は、原則として第 1 の観点で行い、第 2 の観点での評価は、個別所見用紙の総合コメントの欄に記入するものとします。

例えば「水質汚濁の防止」という施策のために市内数ヶ所で水質汚濁物質の濃度を測定するという事業をやっていたとします。この事業が予定通り実施されていれば評価は良好（○）とします。しかし、水質汚濁の防止のためには監視・測定だけでは不十分で、事業所に対する規制をかけたか、地域住民の水質保全行動を普及啓発したりすべきだという意見の監査員が大勢を占めたとします。この場合には△や×と評価するのではなく、総合コメントの欄に、提言として記述します。

第2の観点での評価には、その分野に関する専門的な知識が必要となるので、最初は第1の観点でのみ監査を行うことも考えられます。監査員が当該分野に詳しい場合にも、自治体の規模や特性によって実施できる対策が異なったり、市町村が単独でできることには限界があり都道府県や国でないとできない対策もあることを熟知しておく必要があります。

#### **5.2.4 監査所見に対する対応**

被監査側の事務局は計画されている施策・事業が実施できていない場合には、担当部署と協議し、事業を実施する年度・スケジュールを再検討するなど適切な措置を講じる必要があります。また、総合所見の総合コメント欄に何らかの提言がなされた場合には、市民ニーズとして重く受け止めるとともに、関係部署と対応を協議し、次回監査時までには回答を用意する必要があります。

様式1 監査対象ごとの監査項目の選定例（八幡市第3回共通実施項目監査の例）

| 設問NO<br>共通項目                        | 27<br>IB-4              | 1<br>IA-1        | 2<br>IA-1                      | 51<br>IA-1        | 3<br>IA-1              | 4<br>IA-1               | 5<br>IA-1         | 6<br>IA-1                | 7<br>IA-1                     | 8<br>IA-1       |                          |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------|--------------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 1:市長 2:推進本部員 3:実行責任者<br>4:業者 5:一般職員 | 現場<br>監査<br>●           | 役割と<br>責任の<br>認知 | 電気の<br>節約で<br>心がけ<br>ている<br>こと | ノー残<br>業デー<br>の認知 | 残業削<br>減のた<br>めの工<br>夫 | エレ<br>ベーター<br>の使用自<br>粛 | エアコン<br>の設定温<br>度 | 個人用<br>ストーブ<br>の使用自<br>粛 | 湯沸器・水<br>使用等<br>で心がけ<br>ていること | 紙の使<br>量の削<br>減 | 使い捨<br>ての容<br>器の適<br>正処分 |
|                                     | 環境政<br>策推進<br>本部<br>長一本 | 全職員              | 全職員                            | 全職員               | 全職員                    | 全職員                     | 全職員               | 全職員                      | 全職員                           | 全職員             |                          |
|                                     | ●                       | 口頭確<br>認         | 口頭確<br>認                       | 口頭確<br>認          | 口頭確<br>認               | 口頭確<br>認                | 現物目<br>視・口<br>頭確認 | 現物目<br>視                 | 口頭確<br>認                      | 現物目<br>視        | 口頭確<br>認                 |
| <b>推進本部長</b>                        | ●                       | 1                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| <b>政策推進部長</b>                       | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 政策推進課                               | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 秘書課                                 | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 人権同和啓発課                             | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 財政課                                 | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| <b>総務部長</b>                         | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 総務情報課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 人事課                                 | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| IT推進課                               | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 契約検査課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               |                 |                          |
| 市民自治・安全課                            | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| <b>市民部長</b>                         | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 市民税課                                | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 資産税課                                | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 納税課                                 | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 国保年金課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 市民課                                 | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| <b>環境経済部長</b>                       | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| ごみ減量推進課                             | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 |                          |                               | 5               | 5                        |
| 業務課                                 | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 環境保全課                               | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         |                   | 5                        |                               | 5               |                          |
| 自動車処理事業対策課                          | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 農政課                                 | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| 商工観光課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| <b>保健福祉部長</b>                       | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 福祉総務課                               | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 社会福祉課                               | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 高齢介護課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 健康推進課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| 児童福祉課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 保育・幼稚園課                             | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 保護課                                 | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| <b>都市整備部長</b>                       | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 計画公園課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 管理交通課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| 道路河川課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| まちづくり推進課                            | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 住宅課                                 | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| <b>上下水道部長</b>                       | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 水道総務課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 水道工務課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| 下水道管理課                              | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 下水道建設課                              | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| <b>教育部長</b>                         | ●                       | 2                |                                |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 教育総務課                               | ●                       |                  |                                | 5                 | 5                      |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 社会教育課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        | 5                       | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 学校教育課                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |
| 議会                                  | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 監査・公平委員会                            | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| 会計課                                 | ●                       |                  |                                | 5                 |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               |                          |
| くすのき保                               | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         |                   |                          | 5                             |                 |                          |
| みその保                                | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        |                               | 5               | 5                        |
| 南ヶ丘保                                | ●                       |                  | 5                              |                   |                        |                         |                   |                          |                               |                 |                          |
| 南ヶ丘第二保                              | ●                       |                  |                                |                   |                        |                         | 5                 | 5                        | 5                             | 5               |                          |

様式2 監査計画の例（高島市第1回共通実施項目監査の例）

| 11月8日     | A班                     | B班             | C班                     | D班            | E班           | F班             | G班             | H班            | I班            |
|-----------|------------------------|----------------|------------------------|---------------|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 市民監査員名    | 兼田                     | 北脇             | 寺本                     | 広部、本名         | 北條           | 万木             | 森山             | 安井、三木         | 山形            |
| 環境マネージャー名 |                        | 中川             | 桑原                     | 青谷            | 中島           | 横木             | 清水             | 河島            | 田中            |
| 外部専門家名    | 多比良                    |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 8:30      |                        |                | 欠席 D班のどちらか             |               |              | 欠席 事務局から       |                |               |               |
| 9:00      | チームミーティング(監査方法など打ち合わせ) |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 9:30      | 本部長<br>本部員             | 土木課            | 今津東<br>コミュニティー<br>センター | 朽木支所<br>地域振興課 | 新旭教育分室       | マキノ支所<br>建設課   | 安曇川支所<br>地域振興課 | 高島支所<br>地域振興課 | 安曇川<br>給食センター |
| 10:00     | 今津支所<br>住民課            |                |                        |               |              |                | 都市計画課          |               | 朽木支所<br>上下水道課 |
| 10:30     |                        | 安曇川支所<br>上下水道課 | 高島支所<br>地域福祉課          | 陽光の里          |              |                |                |               |               |
| 11:00     |                        |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 11:30     |                        |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 12:00     | 昼食                     |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 12:30     | 昼食                     |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 13:00     | 昼食                     |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 13:30     | 今津支所<br>地域福祉課          | 今津<br>給食センター   | 今津図書館                  | 朽木支所<br>地域福祉課 | いきいき<br>元気館  | マキノ支所<br>地域福祉課 | 安曇川支所<br>建設課   | 高島支所<br>住民課   | 高島病院          |
| 14:00     |                        |                |                        |               | 新旭<br>給食センター |                |                |               |               |
| 14:30     | 働く女性の家                 | 衛生センター         | 今津<br>上下水道施設           |               |              | マキノ<br>給食センター  | 高島支所<br>産業振興課  |               |               |
| 15:00     |                        |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 15:30     |                        |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 16:00     | チームミーティング(監査結果の整理)     |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 16:30     | チームミーティング(監査結果の整理)     |                |                        |               |              |                |                |               |               |
| 17:00     | チームミーティング(監査結果の整理)     |                |                        |               |              |                |                |               |               |

### 様式3 個別所見記入シート

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 監査対象No. : | 監査日 : 平成 年 月 日      |
| 監査対象 :    | 監査方式 : 現場 ・ 参集 ・ 書面 |
| 監査員署名 :   |                     |

■対象別所見 (総合的事項: 監査対象への評価・フィードバック用のコメント)

|          |
|----------|
| ・良かった点 : |
|----------|

|             |
|-------------|
| ・総合コメント・その他 |
|-------------|

■個別所見 (◎、△または×の項目の評価理由・改善要望等)  
 監査の結果、独自の工夫(◎)、または一部に不備が見られました。

|                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| L A S - E 実施項目番号 :<br>(設問No. : ) | 評価区分[1] :     |
| 対象[2] :                          | 記入者(確認用)[3] : |
| 所見(評価理由・改善要望・勧告等) :              |               |
| L A S - E 実施項目番号 :<br>(設問No. : ) | 評価区分[1] :     |
| 対象[2] :                          | 記入者(確認用)[3] : |
| 所見(評価理由・改善要望・勧告等) :              |               |
| L A S - E 実施項目番号 :<br>(設問No. : ) | 評価区分[1] :     |
| 対象[2] :                          | 記入者(確認用)[3] : |
| 所見(評価理由・改善要望・勧告等) :              |               |

[1] ※評価区分について ◎:他と比べ特に優れた、独自の工夫点 △:改善要望事項 ×:勧告事項

[2] ※実行責任者、一般職員等。評価理由の対象が限定される場合のみ。

[3] ※後の清書作業で確認が必要になった場合の確認用です。上の項と同じ場合は空白でかまいません。

様式4 監査項目ごとの評価結果の一覧表（八幡市第3回共通実施項目監査の例）

|    |                 |          |     | 設問NO(下線は追加項目)         | 1                                    | 2                 | 3                           | 4                 | 5                        | 6                                     | 7                 | 8                        | 9                | 10                |
|----|-----------------|----------|-----|-----------------------|--------------------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------------|------------------|-------------------|
|    |                 |          |     | 共通項目                  | IA-1                                 | IA-1              | IA-1                        | IA-1              | IA-1                     | IA-1                                  | IA-1              | IA-1                     | IA-1             | IA-1              |
|    |                 |          |     | 項目内容                  | 現場<br>電気の<br>節約で<br>心がけ<br>ている<br>こと | ノ一残<br>業デー<br>の認知 | エレ<br>ベー<br>ターの<br>使用自<br>粛 | エアコ<br>ンの設<br>定温度 | 個人用<br>ストー<br>ブの使<br>用自粛 | 湯沸<br>器・水<br>使用等<br>で心が<br>けている<br>こと | 紙の使<br>用総量<br>の削減 | 使い捨<br>ての容<br>器の適<br>正処分 | 会議の<br>飲料の<br>配慮 | 廃棄物<br>の分別<br>の実演 |
| NO | LAS<br>-E<br>番号 | 施設<br>種類 | 部   | 課 \ 確認方法<br>([]は確認文書) | 口頭確<br>認                             | 口頭確<br>認          | 口頭確<br>認                    | 現物目<br>視・口<br>頭確  | 現物目<br>視                 | 口頭確<br>認                              | 現物目<br>視          | 口頭確<br>認                 | 口頭確<br>認         | 実演                |
| 1  | 101             | 本庁       |     | 推進本部長                 | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 2  | 101             | 舎        | 政策  | 政策推進部長                | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 3  | 101             |          | 推進  | 政策推進課                 | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 4  | 101             |          | 部   | 秘書課                   | ●                                    |                   | ○                           |                   | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 5  | 101             |          |     | 人権同和啓発課               | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 6  | 101             |          |     | 財政課                   | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 7  | 101             |          | 総務  | 総務部長                  | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 8  | 101             |          | 部   | 総務情報課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 9  | 101             |          |     | 人事課                   | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 10 | 101             |          |     | IT推進課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 11 | 101             |          |     | 契約検査課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 12 | 101             |          |     | 市民自治・安全課              | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 13 | 101             |          | 市民  | 市民部長                  | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 14 | 101             |          | 部   | 市民税課                  | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 15 | 101             |          |     | 資産税課                  | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 16 | 101             |          |     | 納税課                   | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 17 | 101             |          |     | 国保年金課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 18 | 101             |          |     | 市民課                   | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 19 | 101             |          | 環境  | 環境経済部長                | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 20 | 101             |          | 経済  | ごみ減量推進課               | ●                                    |                   |                             | ○                 |                          |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 21 | 101             |          | 部   | 業務課                   | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 22 | 101             |          |     | 環境保全課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 23 | 101             |          |     | 自動車処理事業対策課            | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 24 | 101             |          |     | 農政課                   | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 25 | 101             |          |     | 商工観光課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 26 | 101             |          | 保健  | 保健福祉部長                | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 27 | 101             |          | 福祉  | 福祉総務課                 | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 28 | 101             |          |     | 社会福祉課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 29 | 101             |          |     | 高齢介護課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 30 | 101             |          |     | 健康推進課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 31 | 101             |          |     | 児童福祉課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 32 | 101             |          |     | 保育・幼稚園課               | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 33 | 101             |          |     | 保護課                   | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 34 | 101             |          | 都市  | 都市整備部長                | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 35 | 101             |          | 整備  | 計画公園課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 36 | 101             |          | 部   | 管理交通課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 37 | 101             |          |     | 道路河川課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 38 | 101             |          |     | まちづくり推進課              | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 39 | 101             |          |     | 住宅課                   | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 40 | 101             |          | 上下  | 上下水道部長                | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 41 | 101             |          | 水道  | 水道総務課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 42 | 101             |          | 部   | 水道工務課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 43 | 101             |          |     | 下水道管理課                | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 44 | 101             |          |     | 下水道建設課                | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 45 | 101             |          | 教育  | 教育部長                  | ●                                    |                   |                             |                   |                          |                                       |                   |                          |                  |                   |
| 46 | 101             |          | 部   | 教育総務課                 | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 47 | 101             |          |     | 社会教育課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 48 | 101             |          |     | 学校教育課                 | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |
| 49 | 101             |          | 事務  | 議会                    | ●                                    |                   |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 50 | 101             |          | 局・他 | 監査・公平委員会              | ●                                    | ○                 |                             | ○                 | ○                        |                                       | ○                 | ○                        | ○                | ○                 |
| 51 | 101             |          |     | 会計課                   | ●                                    |                   | ○                           | ○                 | ○                        |                                       | ○                 |                          | ○                | ○                 |

様式5 LAS-E項目ごとの評価（八幡市第3回共通実施項目監査の例）

| 区 分              |             | 目 標  | 監査結果   |       |      |       |   |
|------------------|-------------|--|--|-------|------|-------|---|
|                  |             |  | 17年度   |       | 前年度  |       |   |
| 共<br>通<br>目<br>標 | エコ・アクション部門  | A1   | 全施設において、省エネ・省資源、リサイクル、廃棄物削減、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。       | 99.6% | ○    | 99.0% | ○ |
|                  |             | A2   | 公用車利用による環境影響の抑制を実施します。                                     | 100%  | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | A3   | 職員の通勤時の直接的環境影響の低減を実施します。                                   | 100%  | ○    | 87.5% | ○ |
|                  |             | A4   | 庁舎内に常駐・常在する業者への環境配慮の指導・要請を実施します。                           | 98.0% | ○    | 97.4% | ○ |
|                  |             | A5   | 庁舎・施設へ出入する業者への環境配慮の協力要請を行います。                              | 100%  | ○    | 96.5% | ○ |
|                  | エコ・マネジメント部門 | B1   | 環境面での取り組みの基本方針を定め、職員がそれを認識・理解をします。                         | 94.4% | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | B2   | 事務活動に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識・理解をします。                         | 100%  | ○    | 97.8% | ○ |
|                  |             | B3   | 組織や職員が環境に関する目標（独自目標）について、認識・理解をします。                        | 95.5% | ○    | 95.5% | ○ |
|                  |             | B4   | 環境への取り組みに関する組織体制・責任体制を明確にします。                              | 100%  | ○    | 97.1% | ○ |
|                  |             | B5   | 庁内事務活動の環境への取り組みに関する部門間の協議組織を設置し、定期的に会議を開催します。              | 98.9% | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | B6   | すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。                                  | 100%  | ○    | 98.0% | ○ |
|                  |             | B7   | 市長と環境に関する協議組織が、環境マネジメントシステムに関することや環境政策全般について定期的に協議します。     | 100%  | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | B8   | 事務活動に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。                             | 97.0% | ○    | 93.8% | ○ |
|                  |             | B9   | 職員または部門単位で環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。                           | 100%  | ○    | 97.2% | ○ |
|                  | エコ・ガバナンス部門  | C1   | 環境に関する取り組みの基本指針または宣言について一般に公開・提供します。                       | 100%  | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | C2   | 環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。                          | 100%  | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | C3   | 環境に関連する計画（環境基本計画・都市マス・みどり・ごみ処理等）の内容を公開・提供します。              | 100%  | ○    | 100%  | ○ |
|                  |             | C4   | 環境に関連する計画（環境基本計画・都市マス・みどり・ごみ処理等）の策定・運用にあたり、途中経過を率先して提供します。 | 95.5% | ○    | 100%  | ○ |
| C5               |             | 環境を保全・改善する施策・事業（公園・緑地整備、水辺整備等）について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。 | 98.9%  | ○     | 100% | ○     |   |
| C6               |             | 環境にマイナスの影響のある事業（道路建設・宅地造成等）について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。    | 100%   | ○     | 100% | ○     |   |

※表中のパーセンテージは、全部署数に対する適合部署数の割合を示す。

## 様式 6 監査結果（総合所見）（八幡市第 3 回共通実施項目監査の例）

### 〈全般評価〉

LAS-E の取組について三年目となり、各部門での環境への認識がかなり向上していることが伺われました。

また、独自目標の取組や各課における工夫が見られ、各課の業務の中で環境のことを考慮して取り組まれていることが分かりました。

今後第 2 ステージに挑戦するにあたり、各課の独自目標、他課との連携を含めた取組などをうまく活かしたシステムの構築を期待します。

### 〈良かった点〉

特に教育施設において、業務の特色を生かし、職員だけが取り組むのではなく、児童や生徒を通じ家庭への普及・啓発を図るといった取組の工夫が多く見られました。

また、個別所見にあるように一部の所属において指摘箇所があったものの、以前と比べ全体的に取組が日常化し、前回の監査で指摘があった項目についても概ね改善が見られました。

また、4 月からの第 2 ステージ本格運用や今後の展開に向けて、環境政策推進本部長から具体的に意欲的な展望が語られましたが、そのような意識や実際の取組が、各職場に自然に浸透している状態に至るよう期待しています。

### 〈今後の課題〉

以前に比べ取組は定着してきました。しかし、取り組まれている職員自身の中にも未だ十分との意見もあります。LAS-E の取組みも 3 年目となることから、監査で指摘のあった点についてはより一層の徹底が望まれます。

これで十分であるといった油断や慣れに陥らず取組の継続すること、特にいくつかの指摘事項にあったように出先施設の職員への周知や異動に伴う伝達等に漏れが無いよう留意してください。

また、特に良いと評価された取組の全庁的な普及や、第 2 ステージ挑戦に向けて本来業務への展開に関してさらなる創意工夫がいかに引き出せるかといった、取組の定着から発展にむけた舵取りが、市の目指す「環境自治体」実現への今後の課題と思われまます。